新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について（3月26日(木) 00:00時点）

小松空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。

小松空港へお越しになるお客様につきましては以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

日本国出入国在留管理庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020年3月19日午前0時からは、以下の通りとなります。

- ①中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ②日本到着時前14日以内に表1の地域における滞在歴がある外国人

表1

国名	地域名
中華人民共和国	湖北省、浙江省
大韓民国	大邱広域市、慶尚北道慶山市・安東市・永川市・清道郡・漆谷郡・義城郡・星州郡・軍威郡
イラン・イスラム共和国	コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州
イタリア共和国	ヴェネト州、エミリア=ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
サンマリノ共和国	全ての地域
スイス	ティチーノ州 、バーゼル＝シュタット準州
スペイン	ナバラ州、 バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州
アイスランド	全ての地域

【日本へ帰国・入国される皆さまへ】

- 過去14日以内に表2の国への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出てください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、表2の国に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に表2の国に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください。（機内で配られた健康カードもご参照ください。）
- 表2の国から入国・帰国する方は、検疫所長が指定する場所で14日間待機し、日本国内において公共交通機関を使用しないでください。

表 2

国名	適用日※
中華人民共和国、大韓民国	2020年3月9日午前0時から
アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、イラン、英国、エジプト、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア	2020年3月21日午前0時から
アメリカ	2020年3月26日午前0時から

※日本時間の適用日以降に各現地を出発された方で、日本に到着する航空機に乗って来られた方が対象となります。（現地時間と異なることに御留意ください）

【日本から出国・渡航される皆さまへ】

一部の国で日本人及び日本からの渡航者に対する入国制限や入国後の行動制限措置が実施されています。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照する他、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分にご確認ください。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限（外務省ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【日本国外務省からのお知らせ】

- 表2の国（※1）に所在する日本国大使館または総領事館において適用日前日までに発給された一次査証及び数次査証の効力が、適用日から当分の間、停止されます。
- 表2の国（※1、※2）との間の査証の免除措置の適用が、適用日から当分の間、停止されます。

※1　アメリカは除く

※2　中華人民共和国においては香港特別行政区及びマカオ特別行政区

【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケットを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。
- ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。

【日本国国土交通省・厚生労働省からのお願い】

通勤時に公共交通機関をご利用される方におかれましては、感染拡大防止のため、混雑緩和につながるテレワークや時差通勤といった取組を積極的に行っていただきますようお願い申し上げます。

【参考】

現在、中華人民共和国または大韓民国を出発し日本の空港に到着しようとする航空機（旅客の運送に係るものに限る。）については、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請しています。（2020年3月9日午前0時～3月末）

詳細につきましては、下記のホームページをご覧下さい。

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

新型コロナウイルス感染症対策本部（首相官邸ホームページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

新型コロナウイルス感染症に備えて　～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸ホームページ）

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

また、日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

「Japan Visitor Hotline」（PDF：565kB）